

# 安保関連法の成立と国際法

阿部浩己

## 1 憲法の支配、国際法の支配

9月19日未明、参議院本会議で安全保障関連法（平和安全法制整備法および国際平和支援法）案が可決された。この間、多くの法律家が政府の非立憲的態度と同法の違憲性を強く批判する見解を公にした。

「駆け付け警護」や「後方支援」など、拡充される自衛隊任務への懸念が表明される一方で、憲法との適合性をとりわけて問題視されたのが「存立危機事態」における集団的自衛権の行使容認であることは再述するまでもない。ただ改めて確認するまでもなく、国際法は集団的自衛権の行使を一般的に各国に義務づけているわけではない。国際法が憲法に取って代わるような法秩序の下に私たちは生きているのではない。

もっとも、そうとはいえ、日本国憲法の平和主義についていえば、戦後70年の来し方を省察するまでもなく、その十全たる発現を妨げる障壁となってきたのが国際法であることもまた疑いえないところではある。現に、戦後日本の道のりは、米国の合意に基づく日米安保体制を随伴し、その内に組み込まれた自衛隊や米軍の存在が日本国憲法との根本的な矛盾・緊張を常住生み出さずにはいなかった。

今般の安保関連法の審議に際しても、国際法は、その制定を制御するのではなく、むしろ推進する役回りを演じ（させられ）てきたところがある。たとえ義務ではなくとも、また「限定的」という修飾句を伴おうと、他国への武力攻撃を機に自衛隊が領域外に武力展開していくことを可能にする道筋を国際法が提供したことは紛れもない。

これを別言すれば、憲法学や歴代政府が慎重に積み重ねてきた憲法解釈を根幹から破砕する理路の中に国際法が位置付けられていたということである。さらに敷衍するのなら、憲法の平和主義は、日米安保条約・行政協定や集団的自衛権のみならず、集団安全保障、国連平和維持活動といった一群の国際法上の概念・制度によってその土台をいっそう侵食されていくようにも見える。

戦後70年を迎えた本年は、国際連合設立70年目の年でもある。普遍的国際機構たる国連体制下において国際法はその規範的形態を大きく変容させ、日本国憲法の理念と符合し得る諸利益を最大の法益として前景化させている。そうした内実を有する国際法が憲法のさらなる侵食を押し進めているかのような現下の事態はどのように評すべきものなのか。可決されたとはいえ、安保関連法をとりまく国際的な文脈を精確に見極め、日本国憲法と国際法の関係性を改めて考究するためにも、国連体制下で発展してきた国際法とはいかなる実像をもつものなのかについて、この際、根源的に見つめ直してみてもよいのではないかという思いである。

後掲の蟻川論文は、「憲法ではできない」ことを国際法を用いて解禁する現政権の手法を、立憲主義（憲法の支配）の軽視を隠蔽する「国際法の支配」と表している。同論文の趣旨に私は共感を覚えるものだが、以下では、後掲・松井論文と一部重なるところがあるものの、序論の一として、蟻川が象徴的に用いる「国際法の支配」という言葉を国際法の観点から再定位しつつ、本特集の後背をなす問題意識の一端を提示しておきたい。

## 2 「国際社会」と積極的平和主義

東西冷戦の構造的制約を受けて時を刻んでいた国連体制は、1989年のベルリンの壁の崩落により重大な転換点を迎えることになる。国連総会は同年、早々に「国連国際法の10年」(Res.44/23)を宣言する。その前文が記すように、「国際法の10年」の目的は、国際法諸原則の尊重、国家間紛争の平和的解決、国際法の漸進的発達、国際法の教授・研究・普及・理解の奨励にあった。さらに見逃してならないことに、同決議は「国際関係における法の支配を強化する必要」を確信して採択されたと明記している。

同決議の基調や文言から明らかなように、「法の支配 (rule of law)」という語に託されていたものは国家間関係における国際法の尊重・遵守であり、いってみればそれは「国際法の支配 (rule of international law)」と称すべきものでもあった。「国際法の10年」に込められた期待は、実のところ、第三世界を舞台に大国が繰り返してきた紛争に終止符を打つことであり、また、唯一となった超大国の行動を事前に牽制し、国連憲章の依拠する形式的な国家平等の観念を再確認することにあつた。国際法を長く支えてきた形式主義が不均衡な国際秩序にあって大国に有利な現実をもたらさう可能性を認めつつも、なおそこには、地政学的変化を奇貨として、すべての国への国際法の平等な適用を求める願望が浸潤していたといつてよい。

だが西洋諸国にとってみれば、冷戦の終結は福音主義という語によって表象される価値を世界大に浸透させる好個の機会にもほかならなかった。こうして、象徴資本を有する国際法学者らの知的主導を得ながら、国連諸機関や国際金融機構の営みを通じ「国際法の支配」はしだいに後景に追いやられ、人権・民主主義・法の支配に正統性を与える新たな国際秩序の構築を促す動勢が強められていく。「法の支配」はこの文脈でも鍵概念の一つとして登場するものの、資本の自由と密接に結びついて説示されるこの法の支配は、「国際法の10年」が掲げた国家間関係におけるそれとは違って国内体制の標準化を企図したものであり、「国際社会」の積極的な介入を促す根拠ともなるものであった。周知のように、「国際社会」の介入は、実際には、ほぼ例外なく、国内のガバナンスを欠

くという理由で非西洋圏に向けられることになる。

こうした政治力学の展開が、国際秩序の変容をいかに導いてきたのかについては様々な分析が可能であろうが、今日的視点からすれば、福音主義的介入によって安定した秩序がもたらされたというよりも、むしろ、時に激しい反発が各所で引き起こされてきたのが実態であったといえよう。その最前線というべき中東・アフリカ地域では、「国際社会」の介入によって主権国家体制が機能不全に陥るだけでなく、近代国家の枠組みに抗う勢力が一定の支持を集める事態に立ち至っている。その代表的存在というべきイスラム国 (IS) は、「国際社会」の介入が図らずも生み出したフランケンシュタインのようにも映る。

「国際法の支配」と蟻川が名指すものが結びつくのは、このような国際的文脈でもある。現に安保関連法の審議において政府は、脅威に対する「切れ目のない対応」を強調していたが、IS等との戦いへの自衛隊の参戦の可能性も同法の適用上けっして排除されているわけではない。「国際社会」の一員としてあるいは米国の同盟国として、日本が——東アジアだけでなく——非西洋圏で福音主義的立場に拠って武力を行使し、あるいは他国の武力行使と一体化していく情景が広がっていくのかもしれない。こうした事態は、関連国際法規の精確な把握を不可欠とする一方で、より根本的に、敵対する人々を非人間視する分断思考を閣下に埋め込み、平和の礎たるべき文化的多様性の評価に深刻な影響を及ぼさずにもいない。

安保関連法を取り巻く現下の情勢は、ひどく不安定で不透明な要素に溢れているというしかない。だがそうであればなおのこと、この法律と規範的な接合を避け得ぬ国際法や国連が現実とどう切り結んでいるかについての省察を批判的に深める必要性を痛感せずにはいない。この営みは、自由、民主主義、人権、法の支配といった美辞を動員しながら米国等とともに推進される「積極的平和主義」の実相を本質的に捉え直すために欠かせぬ作業でもあると考えている。本特集は、そうした認識を下敷きに、安保関連法のもつ法的含意を、国際的視座を交え多面的に考察するものである。

(あべ・こうき 神奈川大学教授)